

# 介護保険 福祉用具購入について

## 【概要】

在宅の要介護者・要支援者である被保険者が、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下、福祉用具販売事業所という）から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したとき、日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に、申請に基づいて福祉用具購入費が支給されます。

## 【対象】

要介護または要支援認定を受けている被保険者（被保険者資格のみの方、認定申請の結果非該当（自立判定）の方は給付を受けられません。）

## 【支給要件】

次の要件をすべて満たす場合に支給申請をすることができます。

- 1 厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具の種目であること。
- 2 要介護（要支援）者が居宅にて使用する特定（介護予防）福祉用具を福祉用具販売事業所から購入したものであること。
- 3 購入日（代金を完済した日）時点で要介護または要支援の認定を受けていること  
※認定申請の結果、非該当（自立）の方は対象外となります
- 4 日常生活の自立を助けるために必要と認められること
- 5 在宅で生活されていること（入院中・入所中・外泊中は不可）

## 【給付額】

支給限度基準額は同一年度で 10 万円

支給額は、実際の購入費の 9 割～7 割相当額（被保険者負担は 1 割～3 割相当額）ですが、同一年度内で利用できる総額に上限があります。これを支給限度基準額といいます。

福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4 月 1 日から 12 か月間）で 10 万円（給付上限額は 9 万円～7 万円）です。分割して利用もできます。なお、支給限度基準額を判断する基準日は、購入日（代金を完済した日）です。

また、福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、支給の対象外となります。

（次ページに続く→）

※購入できる種目は原則として1回限りです。ただし、以下の場合には同一種目であっても支給が認められる場合があります。(事実が確認できる写真や書類が必要です。)

1. 破損した場合

※ただし、身体状況や使用環境を踏まえての通常使用・年数経過の範囲内の破損・汚損に限る

2. 用途及び機能が異なる場合

3. 介護の必要の程度が著しく変化した場合

購入事前確認時、申請書の「購入理由」の箇所で、購入済みの用具が自立支援に適さない理由を具体的に記入してください。

## 【支払方法】

福祉用具購入費支給申請は①償還払いと②受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

① 償還払い…福祉用具の購入時にいったん費用の全額を支払っていただいた後、自己負担分(1割～3割分)を除く9割～7割分を支給します。

② 受領委任払い…福祉用具の購入時に自己負担分(1割～3割分)をお支払いいただき、保険給付分(9割～7割分)は利用者から福祉用具購入費受領について委任を受けた販売事業者、区から直接支払います。購入費用が支給限度基準額を超える場合には、超えた部分も購入時に事業者にお支払いいただきます。

※次の場合は受領委任払いによる申請はできません。償還払いにより申請してください。

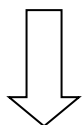
①要介護新規申請中・区分変更中で認定結果が出ていない場合。

②被保険者が入院中、入所中の場合。

③介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合。

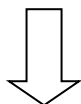
## 【申請手続きの流れ】（償還払い）

### 1 事前相談

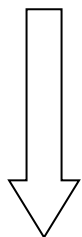


購入する福祉用具が介護保険の給付対象とならない場合がありますので、購入される際には事前に担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談下さい。

### 2 事業者に見積もりを依頼



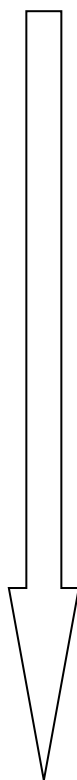
### 3 福祉用具の購入



購入の際には、福祉用具専門相談員から正しい取り扱い方法や適切な保管方法をきちんと確認して下さい。

間違った使用方法をしたり、不具合をそのままにしておくこと事故を招く恐れがあります。不具合や疑問がある場合にはすぐにケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談して下さい。

### 4 支給申請



提出された書類などにより、介護保険給付として適切かどうか審査します。

（提出書類）

- 介護保険福祉用具購入費支給申請書
- 領収書の原本（購入費全体の領収書）
- 福祉用具のパフレット
- 委任状（振込先が被保険者本人でない場合）

※すのこ購入の場合のみ、浴室に設置後の写真を添付して下さい。

#### ※領収書について（必ず原本をご用意下さい）

- ・宛名は被保険者の氏名がフルネームで記載されていること。
- ・指定販売事業者が発行したもので、購入日が記入されていること。
- ・但し書きに品目名または福祉用具購入費であることが記入されていること。
- ・発行者の社名、印があること。
- ・5万円以上の購入については、収入印紙が貼付されていること。

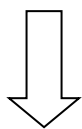
※福祉用具購入費を販売業者に振り込んだことを証明する書面では領収書として受け付けられませんのでご注意下さい。

### 5 支給決定

指定された口座に振り込まれます。支給決定通知書は被保険者宛に送付されます。

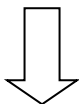
## 【申請手続きの流れ】（受領委任払い）

### 1 事前相談



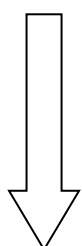
購入する福祉用具が介護保険の給付対象とならない場合がありますので、購入される際には事前に担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談下さい。

### 2 事業者に見積もりを依頼



区から指定を受けた販売事業所に見積もりを依頼して下さい。

### 3 支給申請

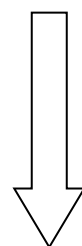


提出された書類などにより、介護保険給付として適切かどうか審査します。

(提出書類)

- 介護保険福祉用具購入費支給申請書
- 福祉用具のパンフレット
- 見積書

### 4 給付券の発行



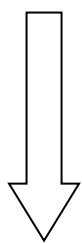
申請書類の審査後、区から被保険者に支給決定の通知と給付券を郵送します。

通知に記載のある内容を確認の上、見積もりを依頼した販売事業者へご連絡ください。

※区が支給決定後に商品変更や、購入を取りやめる場合には、速やかに区にご連絡ください。

※購入後に変更があった場合には、原則、支給対象外になりますのでご注意ください。

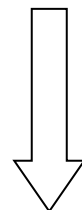
### 5 福祉用具の購入



購入の際には、福祉用具専門相談員から正しい取り扱い方法や適切な保管方法をきちんと確認して下さい。

間違った使用方法や、不具合をそのままにしておくことと事故を招く恐れがあります。不具合や疑問がある場合にはすぐにケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談して下さい。

### 6 購入後の申請



(提出書類)

- 給付券請求書兼委任状
- 福祉用具購入完了届

※すのこ購入の場合のみ、浴室に設置後の写真を添付して下さい。

### 7 支給決定

販売事業者のあらかじめ指定された口座に振り込まれます。振込に関する通知は事業者に郵送されます。

## ご注意ください！

購入後に支給対象外であることが分かってトラブルになるケースがありますので、購入前に必ず担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談下さい。

またご不明な点がありましたら、介護保険課保険給付係までご連絡下さい。

- ① 病院に入院中や施設に入所中の方は原則として福祉用具購入費の支給は受けられません。退院や退所が決まっていて、在宅に戻ってからすぐに福祉用具が必要になる場合には償還払いでご申請下さい。
- ② 年度内にすでに福祉用具購入費の支給を受けている方で、別の福祉用具を購入される場合には支給限度基準額の残額を確認し、自己負担分のお支払いをお間違えのないようご注意ください。
- ③ 特定福祉用具販売の指定を受けた事業所から福祉用具を購入していない場合には、支給対象となりません。

またインターネットで購入された場合にも、支給対象外になりますのでご注意ください。

### **※指定を受けた販売事業者には、「福祉用具専門相談員」がいます。**

「福祉用具専門相談員」は利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて作成する福祉用具販売計画に基づき、適切な用具の選定、利用方法等の説明や指導を行うことが義務付けられています。指定事業者以外から購入した場合は支給対象とはなりませんので福祉用具をお買い求めの際には販売事業者が指定を受けているか必ずご確認ください。

特定福祉用具の種目		内容	
1	腰掛便座 	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上る際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。） ※工事を伴う便器の取替えは住宅改修費支給の対象。 ※水洗ポータブルトイレについては、福祉用具購入の支給対象。	
2	自動排せつ処理装置の交換可能部品	自動排せつ処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排せつの都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。	
3	排せつ予測支援機器 (令和4年4月から)	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。	
4	入浴補助用具 (入浴に際して座位を保持し、浴槽への出入りなどを補助する目的とする用具) 	入浴用いす	座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
		浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
		浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
		入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。「踏み台」は対象外。
		浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
		浴槽内すのこ	浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うものに限る。
		入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
5	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって取水又は排水のために工事を伴わないもの	
6	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。	

※福祉用具の取付け代は介護保険給付対象外になりますので全額自己負担となります。

## 【介護保険 福祉用具購入 Q A】

項目	質問	回答
部品の購入	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、破損等により部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。 申請には、部品の領収書（償還）・見積書（受領委任）が必要となります。但し、予備部品として予め購入することはできません。
支給限度額管理	① 令和4年3月31日に福祉用具を購入し、令和4年4月1日に申請をした場合。②令和4年3月31日に納品され令和4年4月1日に支払が終わった場合。それぞれについて、支給限度額管理はどのようにするか。	福祉用具購入費の支給限度額は同一年度（4月1日～12ヶ月間）で10万円です。介護保険法第44条では福祉用具を購入した時（代金を完済したとき）から請求権が発生する為、その日が属する年度で支給額を管理することになります。したがって①の場合は令和3年度、②の場合は令和4年度で管理されます。
負担割合について	利用者負担割合に変更が生じる場合、福祉用具購入費の負担割合の基準日はいつになるのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用することとなります。
福祉用具選定の基準	特定福祉用具について選定の基準はあるか。	足立区では原則財団法人テクノエイド協会の判断を基準にしています。テクノエイド協会で福祉用具販売品目と認められている商品については支給可能です。テクノエイド協会対象以外の商品で利用者の状態を鑑みて利用が必要な場合には、介護保険課にご相談下さい。
施設利用と福祉用具購入	高齢者向け施設及び住宅に居住している被保険者に福祉用具購入費は支給できるか。	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては保険給付の対象としています。 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）及びグループホームの入居者で専用の居住内においてのみ使用する場合については、基本的に整備されていることが前提のため、原則、対象とはなりません。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給対象となることもあります。

施設利用と福祉用具購入	介護保険施設に入所している要介護者に対して、福祉用具購入のサービスを提供し、介護報酬を算定することができるか。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできません。
同一種目の再購入	同一種目の特定福祉用具にかかる福祉用具購入費の支給は、同一限度額管理期間内においては原則 1 回とされているが、限度額管理期間が変われば同一種目の特定福祉用具を購入しても福祉用具購入費の支給は制限されないか。	規則第 70 条第 1 項では「要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する」ことが規定されているが、ここでいう「必要性」には、被保険者の身体特性に照らした特定福祉用具の「使用」の必要性と当該用具の「購入」の必要性とが含まれているものと解されます。このため、同条第 2 項の規定は、上記の「必要性」が認められることを前提とした同一限度額管理期間内の支給制限規定であり、限度額管理期間が変わっても、既に保有している当該特定福祉用具を購入する必要性が認められなければ支給することはできないものと考えます。
インターネットなどによる購入	インターネットや通信販売で福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならないため、インターネットや通信販売での購入は支給対象とはなりません。 同様に特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合も支給対象とはなりません。
その他	福祉用具購入に係る運搬費や設置費等の諸経費は給付対象となるか。	対象となるのは用具そのものの対価であり、その他諸経費は対象とはなりません。
その他	① 住民票と違う、子の家等で生活しており、そこで使用する福祉用具を購入したが給付対象となるか。 ② また、自宅と娘宅を言ったり来たりするが、両方の家でそれぞれに福祉用具を購入したいが給付対象となるか。	① 原則、自宅（住民票上の住所）で使用することを目的としているため、その場合は支給対象外であるが、子の家等が生活の本拠地としてケアプランが立てられており、そこで使用するものであれば対象になります。 ② 対象となりません。生活の本拠宅でのみが対象となります。
その他	支給申請の時効は何年か。	時効は領収日の翌日から起算して 2 年です。